

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年5月定例会)

1 開催日時 令和4年5月20日(金)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 道の駅なみえ 会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(2人)

|         |     |        |     |
|---------|-----|--------|-----|
| 会長      | 4番  | 佐々木 茂夫 | (出) |
| 会長職務代理者 | 1番  | 原田 良一  | (出) |
| 委員      | 2番  | 鈴木 敬二郎 | (出) |
|         | 3番  | 山本 幸一郎 | (出) |
|         | 5番  | 鈴木 幸子  | (出) |
|         | 6番  | 小澤 英之  | (出) |
|         | 7番  | 柴野 正男  | (出) |
|         | 8番  | 菅野 富美恵 | (欠) |
|         | 9番  | 中野 弘寿  | (出) |
|         | 10番 | 紺野 宏   | (出) |
|         | 11番 | 神長倉 正満 | (欠) |
|         | 12番 | 若月 芳則  | (出) |

4 出席農地利用最適化推進委員(12人)

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 浪江地区担当  | 和泉 亘  | 苅野地区担当 | 横山 良男 |
| 浪江地区担当  | 川島 優  | 津島地区担当 | 木幡 一郎 |
| 幾世橋地区担当 | 木村 耕治 | 津島地区担当 | 関場 健治 |
| 幾世橋地区担当 | 上田 順一 |        |       |
| 請戸地区担当  | 脇坂 薫  |        |       |
| 大堀地区担当  | 桑原 泉  |        |       |
| 大堀地区担当  | 遠藤 定郎 |        |       |
| 苅野地区担当  | 藤田 一宏 |        |       |
| 苅野地区担当  | 田中 静夫 |        |       |

5 議 事

|       |                                   |    |
|-------|-----------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)    | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)    | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定) | 1件 |

6 事務局職員

|       |        |
|-------|--------|
| 事務局長  | 金山 信一  |
| 事務局次長 | 長岡 秀樹  |
| 事務局係長 | 半杭 めぐみ |
| 副主査   | 早川 翔大  |

議長 それでは、只今より5月定例会を開会いたします。ただいまの出席委員数は10名でございます。また、推進委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり1番原田委員および12番若月委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

和泉推進委員 はい、浪江地区担当の和泉と申します。よろしくお願ひいたします。4月19日の木曜日に、〃〃様と〃〃様の両方に電話確認を取りまして、まず、〃〃様の方は経営拡大ということと、あと〃〃様の方は高齢になって管理も難しくなってきたということで、親戚の〃〃様の方へ所有権移転をして管理の方をして欲しいということで、今回、第3条の所有権移転となりました。〃〃様の方に、今後どのように農地を活用していくのかを確認したところ、田んぼと畑ということで、将来的に拡大してやっていくということでした。現在は管理耕作のみになってまして、こちら約3年から5年後、将来的にやっていきたいという話でした。機械の方なんですけれど、管理となるところで、トラクターや田植え機がそろってまして、管理には問題ないということでした。経営体制なんですけど、息子様と〃〃様のお父様の方で協力しまして、今三人でやっているということで管理にも問題ないと思います。トラブル等を起こさないようにという事なんですけど、地元の組合にちゃんと顔出しをして、会議等があればしっかりやっていくのと、管理の方もしっかり現場に立ってやっていくということだったので、何も問題ないかと思っておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。つづきまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 はい、藤橋担当の横山です。5月12日に電話を入れました。譲渡人の・・・さんは、現在、・・・町に避難しているそうです。浪江町には、旧住宅の草刈り程度に帰って来ているそうです。今後、農業の考えは無いそうです。今回の件は、譲受人の・・・さんから話があり、田んぼが隣接している・・・さんが、規模拡大をするために契約されたそうです。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転3番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 はい、同じく藤橋担当をしております横山です。5月12日、電話確認のため連絡をしました。譲渡人の・・・さんは、現在、・・・町に避難しております。同じく譲渡人の・・・さんは、現在、浪江町在住とのことですが、今後農業を再開する考えは無いそうです。今回の件は・・・

さんの田んぼと、2人の田んぼが隣接しており、・・さんが経営規模拡大を考えているそうです。それで・・さんから申し受けをしたそうです。以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

上田推進委員 幾世橋地区担当推進委員の上田です。この件について、4月18日、双方に電話で確認をいたしました。相手の・・さんは、浪江町花組合員として・・地区の花団地エリアに、・・の自宅から妻と通いながら花栽培に取り組んでおります。今年で農作業歴は4年目になるということです。今回、規模拡大することにあたり、・・地区エリア内の・・さんの農地が適しているので賃借のお願いをしたということです。貸し手の・・さんは・・在住で、・・の農地を今後作付けする予定が無いということで、今回、・・さんの方から賃借の依頼があったので申請書のとおり了承したということです。・・さん夫婦は、これからも関係機関の指導を受けながら花組合の一員として、地域の学習活動にも積極的に参加していくということです。問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により

行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

申請地の位置図について、議案書ページ3-9、3-10をご覧ください。申請地はページ中央赤丸で示されている畑となります。農地の種類は、都市計画用途地域第1種住居地域内の農地であるため3種農地となります。3種農地ですので、立地基準は問題ありません。

次に一般基準については、被設定人より資力を証する書類として、残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光発電設備のための転用となりますので、3-13 ページに電力会社との系統連系についての申し込みが受け付けられていることが分かる書類が添付されております。こちらの書類の備考欄に記載がありますが、FIT制度を活用しない事業のため、売電に関する参考資料としましてページ3-14に発電した電気の買取契約申込書の写しを掲載しております。また、ページ3-15と16及び本日お配りした差替え資料3-17に、設定人と被設定人の当該農地に関する賃貸借契約書を、ページ3-18と差し替え資料3-19には当該農地について、被設定人と管理事業者となる・・・の土地設備管理契約書を掲載しております。その他、一般基準については周辺農地への影響は考えられず、土地利用計画図からは面積等特に問題ないものと考えます。

本案件は、3,000㎡以下の非線引都市計画用途区域内農地であることから、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。5月11日に、・・・さん、・・・さんに電話にて確認いたしました。被設定人の・・・さんにつきましては、太陽光発電の出来る農地を探していたところ、・・・さんを介しまして、当該農地を借りることが可能になったと言うことで今回の申請に至ったと聞いております。・・・さんは・・・市でも一か所、太陽光発電を既に行っ

ているということで、こちらにはゴールデンウィークに現地の確認に来ておりますということでした。管理につきましては、・・・さんにお任せしているということです。設定人の・・・さんにつきましては、ここは同じ土地で4基目になります。本人高齢でして、農業の後継者もないということから農地の有効利用を考えていたところ、・・・さんの折り込みチラシが目につきまして、申請に至ったということがこの書類にも書いてあるんですけども、本人もそのとおりですということでした。当該農地、平成2年度福島県の復興支援事業を受けておりまして、平成2年度まで特任事業で組合が管理しておりましたので、組合としては返還金が生じる可能性が十分ありますことを申し上げておりました。返還金が生じた場合には、地主の・・・さんがその金額、返還に応じるということでしたので了承を得ております。私が確認したのは以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

原田委員 はい、1番 原田です。5月16日10時から会長と柴野委員、地元推進委員と私と事務局とで現地確認してきました。今、事務局と推進委員から説明あったとおりですけども、農地関係でありますけれども、追加資料の写真に出ておりますけれども農地の分断等はない、と。更に、周りにも農地も余り無いと言ったところで、日照関係の支障も出ない所であります。あと排水関係でありますけど、特に雨水関係については自然浸透で特に問題は無いかと思われまます。今回の太陽光の写真にも出ておりますけれども、足が長いタイプで、地面には銀色の反射シートが敷かれておりまして、下からの反射の光でも発電すると言ったような太陽光であります。さらに先ほど、地元推進委員からの説明あったとおりですね、今回隣接する農地でありまして、4基目と言ったところですので、特に問題は無いかと思われまますのが、皆様のご審議の程よろしくをお願いします。以上です。

議長 地元推進委員の説明の中で、平成2年度と言うのがありましたが、これは、令和2年でよろしいでしょうか。

桑原推進委員 すみません。

議長 はい、分かりました。

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので、本日の定例会を終了します。

令和4年5月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後1時55分

議長

\_\_\_\_\_  
番

\_\_\_\_\_  
番